

# 大洲市 地域福祉計画

【概要版】



## 基本理念

つながりと支え合い 幸せを実感して暮らせるまち 大洲

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと幸せに暮らしていくために、様々な地域の主体が連携・協力しながら、つながり、支え合う地域づくりを進めていきます。

## 自助・互助・共助・公助

様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取組を進めます。

自分で自分を助けること。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に自身の生活課題を解決する力。

自助

互助

家族・友人・趣味の仲間、自治会など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、お互いが生活課題を解決し合う力。

共助

公助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者や組合員などの相互負担で成り立ちます。

自助・互助・共助では対応できない、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。

# 基本目標

4つの目標と12の施策に沿って、地域共生社会の実現を目指します。

## 基本目標1 ともに支え合う地域コミュニティづくりと生きがいづくり

### 施策1 地域コミュニティづくり

人口減少社会における地域住民の減少、近隣同士の付き合いの希薄化や、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によるつながりの弱さが顕著になる中、地域のふれ合い活動・交流の場としての「ふれあい・いきいきサロン事業」等の居場所づくりを通して、地域コミュニティづくりを推進します。また、人口減少社会や近隣同士のつながりの希薄化についての危機感を共有し、住民がともに支え合えるよう住民の主体的参加を促していきます。

### 施策2 地域福祉を支える人への活動支援

民生委員・児童委員等の地域福祉を支える人たちの活動内容を住民に周知し、住民の理解や協力を促進させ、地域の福祉課題の解決を図ります。

### 施策3 健康・生きがいづくり

住民の健康寿命の延伸を図るため、住民の自発的な健康づくりを支援します。また、クラブ活動、ボランティア活動や学び等を通じた生きがいづくりを支援します。高齢者、障がい者、子どもを含め、すべての住民が心と体の豊かさを感じられるよう環境づくりに努めます。

高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターの人員体制の強化や、センター間の連携を強化し、効率的、効果的な運営を目指します。

### 施策4 自殺対策の推進

地域におけるネットワークの強化を図り、自殺予防の啓発や相談支援の充実、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

## 基本目標2 安全・安心な暮らしづくり

### 施策5 地域で互いに助け合う体制づくり

住民が安心して自分の地域で暮らすことができるまちづくりのため、地域の特性を考慮し、関係団体等と連携を図り、住民同士による支え合い・助け合いや見守り活動などの仕組みづくりを進めます。

### 施策6 地域総ぐるみのネットワーク構築

安全・安心な地域の暮らしづくりに向けた地域総ぐるみの防災防犯対策として、地域や関係団体と協働で、地域ネットワークの推進や住民の意識向上を図ります。

## 基本目標3 重層的支援の体制づくり

### 施策7 重層的支援体制の整備

課題を抱えた人が地域の専門家による相談につながる「断らない包括的な相談支援」、地域とのつながりを伴走支援する「参加支援」、世代を超えて交流できる場や居場所を整備し地域のプラットフォームの形成を図る「地域づくりに向けた支援」に取り組みます。(次ページ参照)

### 施策8 権利擁護支援の推進

権利擁護支援の必要な人の早期発見ができる体制づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図ります。また、権利擁護支援のための地域でのネットワークの構築、中核機関(成年後見制度の総合窓口)や関係機関との協議・調整を行います。

## 基本目標4 福祉サービスの充実と利用しやすい仕組みづくり

### 施策9 福祉サービスの充実

相談体制の整備と充実に加え、関係機関等が連携したネットワークの構築を進め、総合的なマネジメント体制の整備を進めていく中で、福祉サービスの充実を図ります。

### 施策10 情報の提供及び収集

必要な人が必要なときにより良いサービスを受けることができるよう、様々な媒体を利用して福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を進めます。また、相談支援ネットワークを通じた情報の収集に努めます。

### 施策11 福祉人材の確保・育成・定着

ボランティアの積極的な受け入れを含め、福祉人材を安定的に確保できるよう、人材の育成に取り組み、また福祉人材の定着を図ります。

### 施策12 福祉教育の推進

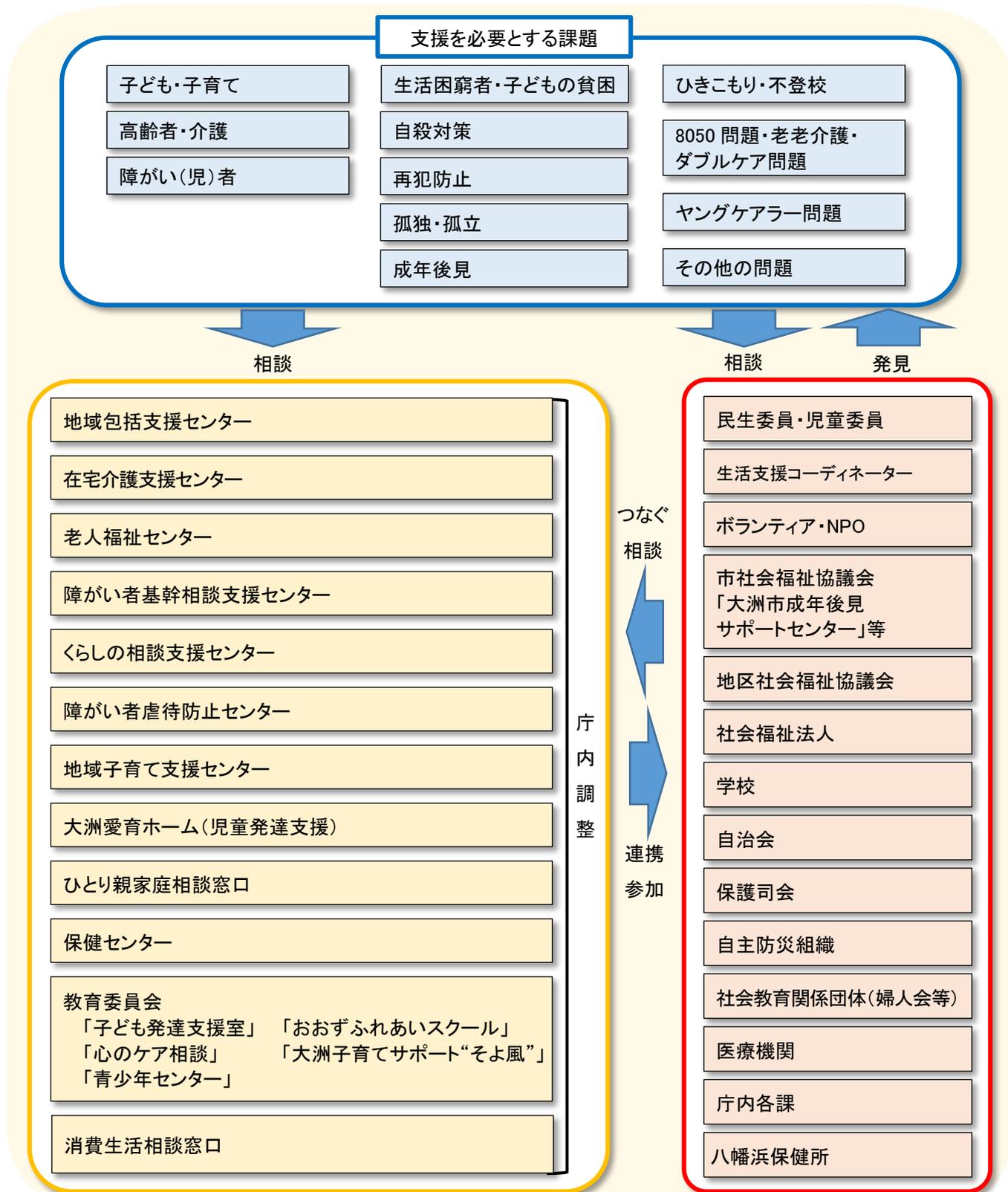
多世代での福祉意識・人権意識を育て、心のバリアフリー、多様性の尊重、社会的孤立の解消、社会的な差別の排除ができる地域づくりを目指します。

## 大洲市再犯防止推進計画(本計画と合わせ一体的に策定します)

大洲市は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画を策定し、犯罪や非行をした者たちが、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、円滑に社会復帰できるよう支援し、誰もが安全で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に取り組みます。

# 大洲市の多機関の協働による重層的な相談支援体制

各相談支援ネットワークの調整機能の強化を通して、様々な相談を包括的に受け止め、関係機関が一体となって必要な支援を行うことができるよう支援体制整備に取り組みます。



編集・発行：大洲市市民福祉部社会福祉課

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1

TEL：0893-24-1715

FAX：0893-24-0961